

## 令和元年度 第1回加賀市健康福祉審議会 障害者分科会会議録(発言要旨)

※発言内容については、発言趣旨を損なわない程度に変更・修正している箇所があります。

□と き 令和元年7月11日(木曜日)午後1時30分～午後3時35分

□ところ 加賀市市民会館大ホール

□出席者 長谷川委員、西野委員、砂山委員、本田委員、萬道委員、竹内委員、  
上野委員、安田委員、永山委員、谷井委員、河野委員、永矢委員、毛利委員、  
富田委員、篠原委員

(欠席者) 舞谷委員、山本委員、宮本委員

□事務局 (健康福祉部) 堀川部長

(ふれあい福祉課) 渡部課長、佐藤課長補佐、東野課長補佐、西島主査、上田主査、  
岡崎主事

□開会(午後1時30分)

(事務局)

資料について、確認をさせていただきます。

事前にお送りしている資料としましては、

第1回障害者分科会の「次第」、

資料1「加賀市の障がいのある人(子ども)の状況について」、

資料2「第5期加賀市障がい者計画の進捗状況について」、

資料3「第5期加賀市障がい福祉計画・第1期加賀市障がい児福祉計画の進捗状況について」、

資料4「令和元年度障がい福祉施策主要事業の概要について」、

資料5「加賀市障害者差別解消支援地域協議会について」でございます。

また、当日資料としまして「座席表」、「委員名簿」、「ご意見・ご質問の内容」、ホームヘルパーの「障がいのある人の「生きる」をささえる仕事」というパンフレット、「ヘルプマーク」のチラシ、「加賀市自殺対策基本計画」の概要版を、お手元にお配りしております。

資料の不足がございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか？

それでは、ただいまより第1回 加賀市健康福祉審議会 障害者分科会を開会いたします。

はじめに、健康福祉部長の堀川がご挨拶を申し上げます。

(健康福祉部長)

みなさんこんにちは。加賀市健康福祉部長の堀川でございます。

本日はお忙しい中、障害者分科会にご出席いただきありがとうございます。

また、日頃より加賀市の障がい者施策にご理解ご支援いただき、ありがとうございます。

今年度より委員をお引き受けくださった委員の皆様、また、昨年度より引き続き委員をしてくださっている皆様には、お礼申し上げます。

今年度は、「第5期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第1期加賀市障がい児福祉計画」の2年目であり、この計画に基づく取り組みや、「加賀市手話言語条例」に基づき策定しました「加賀市手話施策推進方針」に掲げた取り組みをさらに加速していきたい、と考えているところで

あります。

また、昨年7月1日には、「スマートインクルージョン」宣言を行いまして、AIやIoTなどの最新技術を活用して、障がいのある人や、支援者のご負担を少しでも軽減できるような取り組みについて、検討を行っております。本年5月27日には、「障がい者のテレワークの推進に関する連携協定」を、東京の民間事業者と締結し、市内の働く意欲を持つ障がいのある人が、通勤をしなくても自宅などで働くことができるような事業も進めております。

本日の障害者分科会では、障がい者の状況、また各取り組みや、今年度実施を予定している主要事業の内容について、また、障害者差別を解消するための取り組みなどが、議事となっております。

各議事について、限られた時間ではありますが、何卒ご審議の程よろしくお願いいたします。簡単ではありますが、開会にあたりまして、私からの挨拶といたします。

(事務局)

つきまして、本日出席いただいております委員の皆さまを紹介させていただきます。

※委員を座席表により順にご紹介

なお、

金城大学 舞谷 邦代（まいたに くによ）委員、

加賀市社会福祉協議会 山本 甚市（やまもと じんいち）委員、

錦城特別支援学校 宮本 直哉（みやもと なおや）委員につきましては、ご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

※職員を順に紹介

(事務局)

それでは、議事に入らせていただきます。

これからの進行につきましては、長谷川会長にお願いいたします。

(長谷川会長)

みなさんこんにちは。長谷川でございます。本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

次第に従いまして議事を進めたいと思いますので、本日の議題について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。途中、議事の（2）終了後に休憩をはさみ、議事（6）までの終了予定を、午後3時30分としたいと思います。

なお、本日の会議でございますが、委員定数18名中、現時点で15名に出席をいただいておりますので、加賀市健康福祉審議会条例の第6条第3項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事の（1）「加賀市の障がいのある人（子ども）の状況について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事（1） 「加賀市の障がいのある人（子ども）の状況について」を説明

(長谷川会長)

議事（1）の事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

まず、各委員より事前に提出をいただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【意見・質問1】①「この表は、加賀市の18歳未満の身体障害者手帳等を所持している方の内訳ということですか。子どもは何歳以下を指していますか。」

資料1の1ページ目の「障がい者手帳所持者数の推移」の各表につきましては、加賀市内の大人も子どももあわせた人数となっております。例えば、(1)身体障害者手帳所持者数の平成31年度の合計は、3,188人となっておりますが、その内訳としては、18歳未満が44人、18歳以上が3,144人、あわせて3,188人となっております。今後は、18歳未満の手帳所持者数についても、資料に記載していきたいと思えます。

「子ども」の年齢についてですが、障害福祉サービスの考え方では、18歳未満を子どもとして「障がい児」、18歳以上を「障がい者」としております。

②「1級から6級の級の違いで、障がいの程度がどの程度重度になるのでしょうか。」

等級については、等級の数字が小さくなるほど障がいが重くなるのですが、肢体不自由の上肢(手)について一部分を例に挙げますと、1級は両上肢(手)の機能を全廃したもの、2級では両上肢(手)の機能に著しい障害があるもの、3級は一上肢(片手)の機能に著しい障害のあるもの、4級は一上肢(片手)の親指と人差し指の機能を全廃したもの、5級は一上肢(片手)の親指と人差し指に著しい障害のあるもの、6級は一上肢(片手)の親指の機能に著しい障害のあるもの、とされておりまして、1級と6級では障がいの程度は大きく異なります。

(長谷川会長)

議事の(1)の事前質問への事務局の説明が終わりましたので、これに対するご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

(安田委員)

市内の手帳所持者数について、人口に対する割合はどれくらいですか。この表では、分かりにくいので。

(事務局)

最新の3,188人に対しての数字ではございませんが、平成29年度の人口が約6万7千人に対して手帳所持者の割合は約4.9%になります。

(安田委員)

発達障がいの相談件数は出ていますが、発達障がい者の人数は出ていますか。

(事務局)

県の発達障害者支援センターにおける、発達障がいに関する相談の件数であって、実際に発達障がい者の人数の把握まではできておりません。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中に、発達障がいによって申請している方も含まれております。

(安田委員)

資料の表紙の(子ども)についての表記ですが、子どもについての資料だと思えました。誤解を生む表現だと思うので、不要ではないかと思えます。

(事務局)

今回の資料に関しましては、障がいのある人(子ども)のサポートプランに基づいた資料のた

め、(子ども)の表記がございます。

先ほどの上野委員からのご質問にもありましたように、誤解を生じることがないように、次回の資料からは子どもの状況が分かるように、記載してまいりたいと思っております。

(長谷川会長)

発達障がいについて、補足説明いたします。

精神障害者保健福祉手帳の申請では、統合失調症や双極性感情障害等の障がいによるものが多く、発達障がいによる手帳の申請は少ないのが現状となっています。実際にはもっとたくさんの発達障がいの人がいるのですが、数を把握するのはなかなか難しいといえます。

それでは、次に、議事の(2)「第5期加賀市障がい者計画の進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(2) 「第5期加賀市障がい者計画の進捗状況について」(資料2)を説明

(長谷川会長)

議事(2)の事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

まず、各委員より事前に提出をいただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【意見・質問2】「妊婦が風疹にかかったらどうなるか、お聞きしたいのですが、胎児の胎内での発育、形成がある程度できあがった7か月8か月ごろに、もし妊婦が風疹にかかったとしたら、胎児が障がいを持たないということはあるですか。妊娠の全期間で胎児にとって風疹は危険なのでしょうか。」

健康課に確認したところ、風疹に対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの妊婦が風しんウイルスに感染すると、先天性風しん症候群(CRS)による先天異常の子どもが生まれてくる可能性が高く、20週を過ぎるとほとんどなくなるそうですが、危険性が全くないとは言えないそうです。

【意見・質問3】「『地域で安全に安心して暮らすことができるグループホームの整備を促進する』としていますが、営利を目的としない団体(法人格のない団体も含む)によるグループホームの整備投資(土地及び家屋)に対して、地方税である「固定資産税」「都市計画税」は非課税にならないのですか。」

県の障害保健福祉課と、市の税料金課に問い合わせをしたところ、営利を目的としない団体であることについて、県知事が証明した場合は、地方税法第348条の規定に基づいて固定資産税が非課税になると思われしますので、手続き等の詳細につきましては、県障害保健福祉課と市の税料金課にお問い合わせいただきたいと思います。

【意見・質問4】「医療的ケアに関する協議の場について、会議に参加するメンバーはどのように行っていますか。また会議は年間で何回予定されていますか。「連携を図るための協議の場」ということですが、どのような項目を話し合うのでしょうか。また、その協議の場は、決定機関ではないと理解してよろしいでしょうか。」

医療的ケア児支援の協議の場は、本年度、健康課からふれあい福祉課に主管課が移行しました。会議に参加するメンバーはこれまで早期療育検討会の場において協議の場の会議に参加いただ

いたメンバーに、新しく、「障がい者基幹相談支援センター」、「障がい児福祉サービス事業所」が入ります。

会議は年4回程度、実施内容は関係機関相互の情報交換、学習会、施設見学等を予定しております。

具体的には、医療から在宅への連携やコーディネーターの配置など、前年度からの課題について協議していきます。

なお、事務局はふれあい福祉課、健康課、子育て支援課、学校指導課で構成し、会議召集・司会はふれあい福祉課が行います。協議事項は事務局会議で定め、協議の場において、課題解決や支援方策等について協議することになります。

この協議の場は最終決定機関ではなく、検討課題は担当課が持ち帰り具体化へ取り組むこととなります。

【意見・質問5】①「視覚障がい者に対する同行援護に関わる事業所数及びガイドヘルパー登録者数は増えていきますか。具体的な数字を教えてください。」

平成31年4月1日時点で、市内で同行援護を行う事業所数は6事業所、ガイドヘルパーの登録人数は、6事業所合計で29人となっています。昨年、1つの事業所が人員配置の関係で同行援護を廃止したため、昨年度と比較しますと、事業所数が1か所減、ガイドヘルパーの登録人数が3人減となっております。

②「手引きのできるボランティアを養成する事業の実施の予定はありますか。」

手引きに関しては、現在、じりつ支援協議会において、今年度の研修案の1つとして検討されているところです。

ただし、じりつ支援協議会の研修は、支援機関の職員等を対象としておりますので、ボランティアを養成するための事業につきましては、視覚障害者協会の皆さまのご意見を伺いながら、検討していきたいと思っております。

【意見・質問6】「見守りネットワークの事業について、名簿作成まではできていると思っておりますが、災害時の活動について計画はありますか。」

避難所行動要支援者名簿に係る個人情報の取扱いに関する協定を締結した町内会、そして民生委員・児童委員等、避難支援関係者に名簿を毎年提供し、年1回更新しています。そして、災害時に対応できるように、市内各地区で、区長、民生委員・児童委員、地区社協などいわゆる地域の支援者の方々に集まっていただき、その地域の特性や実情をふまえて名簿の活用方法を勉強する「見守り座談会」も開催しています。

また、毎年開催する加賀市総合防災訓練では、模擬の避難行動要支援者名簿を使用して、自宅から避難場所までの避難訓練を行い、災害時における避難行動について住民に学んでいただいています。

【意見・質問7】「福祉避難所について障がい別の具体的な行動計画はありますか。」

一般の避難所での避難生活が困難な障がいを持つ要配慮者については、市保健師とふれあい福祉課の職員が障がい者用福祉避難所へ入所させるのがよいのか、老健用福祉避難所へ入所させるのがよいのか、障がいの種別や程度、福祉避難所の空き状況などを総合的に判断して、その時点で適切と考えられる避難所へ入所させることとしています。

(長谷川会長)

議事の(2)の事前質問への事務局の説明が終わりましたので、これに対するご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

(竹内委員)

身の回りで高齢の障がい者に対して、子どもからの虐待があると聞きます。そういうときの、相談窓口は具体的にはどこになりますか。

(事務局)

窓口は、高齢、障がい、子どもで分かれています。緊急の場合はどちらでも結構です。

高齢者については、地域生活支援センターが窓口になります。障がい者については、ふれあい福祉課、各相談支援事業所、本年度より設置した「加賀市障がい者基幹相談支援センター」のいずれでも対応します。また、ふれあい福祉課では24時間体制で対応しております。

(安田委員)

一般就労についてですが、職場見学や就労体験等が行われていますが、これはどういった流れで、どのような呼びかけで行われたのでしょうか。

(事務局)

こちらの事業に関しましては、地域福祉課の事業ですが、昨年度は「くらし就労サポート室」、今年度は「まるごとワーク加賀」という名称で行っています。企業に協力してもらい、希望者がその協力企業を見学したり体験就労できると聞いております。

(安田委員)

申し込みは、団体で行うのでしょうか。それとも、個人で伺って見学等をさせてもらえるのでしょうか。

(事務局)

個人でもできると聞いております。申し込みの窓口は、地域福祉課にごさいます。ふれあい福祉課の隣にごさいます。

(安田委員)

周りに就労を控えた子がたくさんいます。どこに相談すればよいのかと考えていました。

(篠原委員)

成年後見センター「ほっこり」の件数が把握されていません。かなりの数になっているはずですが。社会福祉協議会に確認して、実数をこの進捗に反映してください。

(事務局)

社会福祉協議会に確認をいたしまして、今後は資料に盛り込んでいきたいと思っております。

(篠原委員)

障害者優先調達推進について。昨年よりも50万円ほど減っています。何か具体的な理由があるのですか。一般企業もどんどん利用していると聞いているのに、加賀市が減っているというのは、気になります。

(事務局)

平成29年度につきましては、選挙に関連する実績がございました。選挙公報の袋詰めや弁当の調達などになります。平成30年度につきましては、選挙がございましたので、これらの実績がなくなった形となっております。

休憩

(竹内委員)

移動支援についてですが、週に1度など、固定の利用は対応してもらえますが、急な外出などのスポット的な利用ができず困っています。身体介護を受けない場合などは、ガイドヘルパーの要件を緩和できませんか。

既定のものだと、日曜日などは利用できません。なので、規制緩和でスポット的に利用できる事業所の立ち上げなどを検討していただきたい。

(事務局)

手法に関しましては、考えてまいりたいと思います。

(長谷川会長)

議事の(3)「第5期加賀市障がい福祉計画・第1期加賀市障がい児福祉計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事(3)「第5期加賀市障がい福祉計画・第1期加賀市障がい児福祉計画の進捗状況について」(資料3)を説明

(長谷川会長)

議事(3)の事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。まず、各委員より事前に提出をいただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【意見・質問8】「訪問系サービスの介助は、どのような方が行っているのですか。」

訪問系サービスの介助は、ホームヘルパーの資格を持った方が行っています。国家資格である、介護福祉士の資格を持った人や、介護職員初任者研修を修了した人が、ホームヘルパーとして、働くことができます。

【意見・質問9】「NHKの「バリバラ」という番組で、精神障がいの方で退院が許されず、「社会的入院」と呼ばれる入院生活を20年30年になってしまっている人がおられるというのを見たことがあります。入院が30年というと、その人の人生が奪われるように思いますが、退院が許可できない事情があるのかもしれませんが。退院して、職員の力を借りて地域での生活はできないものでしょうか。」

国からは「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念が示されており、平成29年度から長期入院患者の退院支援の取組を行っております。

現在は「地域移行支援会議」を年6回開催し、退院支援について検討を行っています。

また新たに保健・医療・福祉の連携を促進する精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討しており、重層的な支援体制を整えていくことで、入院されている方たちがスムーズに地域での生活に移行できるよう取り組みを進めています。

(長谷川会長)

議事の(3)の事前質問への事務局の説明が終わりましたので、これに対するご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

それでは、次に、議事の（４）「令和元年度障がい福祉施策主要事業の概要について」、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議事（４） 「令和元年度障がい福祉施策主要事業の概要について」（資料４）を説明

（長谷川会長）

議事（４）の事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

これに対するご意見、ご質問などはございませんか。

（安田委員）

ヘルプマークについて。交付がすでに始まっていますが、周りの人がその存在を知らないのでは、意味がありません。周囲の人への周知をお願いします。学校や保育園などへも配るなどして、道徳の時間などで扱っていただきたいです。また、ヘルプマークを付けていることでいじめにあったり、迫害を受けるようなことがないような社会づくりをしてください。

（事務局）

市としましては、広報やHPにおいて周知を徹底してまいりたいと考えております。

（安田委員）

加賀市のHPやフェイスブック等を見ていますが、閲覧者が少ないのか、「いいね」やシェアが少ないように思います。職員ひとりひとりが個人のアカウントも活用して、周知していくのもいいと思います。

（谷井委員）

今回の報告の内容は、国からの指針を受けて各自治体が目標を達成するためのプロセスを提示しないといけないはずなのに、具体的な案がありません。これまでもそうでした。このようなことではいけないので、みんなで具体的な方策を考えるための議論の場が必要だと思います。

（事務局）

じりつ支援協議会において、様々な課題について議論を行うワーキンググループがございます。障がい者計画の策定や進捗について議論を行うワーキングもあり、具体的な方策についても、各ワーキンググループのご意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

（谷井委員）

じりつ支援協議会の中で話し合われたことに関しては、きちんと公表していただけないかということによろしいか。

（事務局）

じりつ支援協議会の各ワーキンググループで検討された内容については、じりつ支援協議会の全体会で報告されております。

（谷井委員）

しっかりと議論をするのはもちろんですが、その内容を公開してさらに意見を求めていくようなプロセスが必要なのではないかと考えます。

（長谷川会長）

それでは、次に議事の（５）「加賀市障害者差別解消支援地域協議会について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局）



議事（５） 「加賀市障害者差別解消支援地域協議会について」（資料５）を説明  
（長谷川会長）

議事（５）の事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。  
これに対するご意見、ご質問などはございませんか。

（竹内委員）

障害者相談員ついて。私も障害者相談員をしていて、毎年報告をしています。ほかの人からの報告の中にも、差別に関するものはありませんでしたか。

（事務局）

ございませんでした。今年度県で行われる障害者相談員の研修会のテーマが「障害者差別解消法」になっております。職員も研修を受けまして、アンテナを高くしてまいりたいと思っております。

（長谷川会長）

それでは、次に議事の（６）「その他」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議事（６） 「その他」（自殺対策基本計画概要版、加賀市民福祉大会等について）を説明

（長谷川会長）

事務局からの説明が終わりましたが、全体を通して何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は、すべて終了しました。

委員の皆さま方には、長時間にわたってのご審議ありがとうございました。

これにて、進行を事務局にお戻しいたします。

（事務局）

長谷川会長、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆さま、長時間のご審議、ありがとうございました。

最後にふれあい福祉課長の渡部より閉会のご挨拶をいたします。

（ふれあい福祉課長）

長谷川会長、委員の皆様、長時間のご審議、ありがとうございました。

皆様からいただきました、貴重なご意見につきましては、今後の障がい福祉施策に生かしていきたいと思っております。

また、課題としてご指摘いただきました事項につきましても、今後、整理をしまして解決できるよう検討してまいります。

なお、次回の会議は、来年の２月頃を予定しております。日程が決まりましたら、文書でご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、第１回障害者分科会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

□閉会（午後３時３５分）